

シ辭職せらるしタレシノ要キ事項ハ撤回スルキニ付  
御考慮ニ付テ其他各要キ事項ニ対シテハ逐次的ニ  
面考ノ上誠意フル回答アリタシ

堀内社長

第一項ハ出来得ル限り本人ノ自由意思ヲ尊重スル

第二項ハ調査ノ上合理的ニ実施スル

第三項ハ要キニ不承意下ラズ兼タルモ就職ノ薪

旋ハ出来得ル限り行ハル

第四項ハ高橋涉ノ解雇取消ハ不可能ナリ

第五項ハ春木勝治ノ問題ハ考慮スベシ

身七項ハ支障ナキ限り干渉セズ

七名ノ解雇取消ハ絶対ニ不可能ナ

ル

第一項ノ問題ヲ除キ社長より回答アリタルカ望月

氏迄テ懸件休憩ノ申出デアリテ双方各別ニ協議

スル所アリテ翌午前一時四十分三度合見

菊川忠雄

高橋涉ノ解雇ト春木勝治ノ解雇ト交換条件ニセウ

シタレ 石井実外九名ノ解雇者ニ対シテハ手当リ

増額セウシタレ 五七名ノ解雇理由ハ安全デ一ニ

アルナラ其ノ責任ハ各支部長が負担スルキニ付他

ノ者ノ解雇ハ取消サレタシ

堀内社長

辞退ニ説明セル通ナルヲ以テ前申上リタ以上譲歩